

口座を開設されるお客さまへのお願い (サークル、模合、自治会、JVなど法人格を持たない団体)

近年、預金口座を悪用した振り込め詐欺等が発生しており、社会的にも大きな問題となっております。当行ではこうした金融犯罪を未然に防止するため、預金口座の開設をご希望されるお客さまに対して犯罪収益移転防止法等の関連法令等に基づき、下記書類のご提出をお願いしております。

お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【 ご用意いただく書類 】

1. 本人確認書類 (※1 をご確認ください。)
 2. 法人格を持たない団体において、下記書類が作成されている場合は原本をご持参下さい。
 - ・ 団体の規約または会則
 - ・ 団体の総会議事録
 - ・ 許認可証等 (行政機関の許認可・届出・登録等が必要な活動の場合)
 - ・ 設立年月日がわかる書類 (団体の規約等に記載がない場合)
- 各書類は写しをとらせていただき、原本はご返却いたします。

<p>※1 本人確認書類 (代表者、来店者)</p>
<p>【顔写真のある本人確認書類】 窓口で原本をご提示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証 ○ 運転経歴証明書 (平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの) ○ 旅券 (パスポート) <p>※令和 2 年 2 月 4 日以降に申請された旅券には、別途、現住所の記載のある補足書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在留カード (外国籍の方のみ) ○ マイナンバーカード ○ その他官公庁から発行された顔写真付きの書類で氏名・住所・生年月日が記載されているもの。
<p>【顔写真のない本人確認書類】</p> <p>以下の本人確認書類の場合には、窓口で原本をご提示いただくことに加え、現住所の記載のある公共料金の領収書等 (携帯電話代の領収書は除く) で領収書日付が 6 ヶ月以内のものを併せてご提示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健康保険証 ○ 各種福祉・年金手帳 等 <p>いずれも、住所・氏名・生年月日の記載のあるものに限りです。</p>
<p>【上記の本人確認書類に記載されている住所が現住所と異なる場合】</p> <p>現住所の記載のある次の補足書類をご提出ください。(領収日付等が 6 ヶ月以内のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税・地方税の領収書、納税証明書 ○ 社会保険料の領収書 ○ 公共料金の領収書 (携帯電話代の領収書は除く)

【 ご留意事項 】

基本的には代表者様にご来店をお願いしております。代表者様のご来店が難しく、代理人 (資金管理担当者等) がご来店される場合には、取引の任に当たっている事を架電等にてご確認させていただきます。

また、代表者様およびご来店者様の両方の本人確認書類提示が必要となります。

以 上